

## （仮称）自治基本条例素案検討委員会会議録（概要）

会 議 名	第 1 回会議録
開 催 日 時	平成 2 1 年 6 月 2 0 日（土） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 2 0
開 催 場 所	一宮地場産業ファッションデザインセンター 4 階 視聴覚室
出席委員氏名	青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、 鵜飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松井委員、 松下委員、松村委員、八木委員、山口（善）委員、山口（昇）委員 計 1 7 名
欠席委員氏名	なし
出席した市職員	市長、企画部次長、企画政策課長、同副主監 1 名、同主査 2 名、 同主任 1 名 計 7 名
会 議 事 項	1 . 委員長・副委員長選出 2 . 市長諮問 3 . 検討委員会の進め方について 4 . 基調講演「自治基本条例とは何か」
会 議 結 果	1 . 委員長（松下委員）・副委員長（松井委員）に決定 2 . 諮問 3 . 検討委員会の進め方について了承 4 . 基調講演終了後、意見交換
<b>会 議 内 容</b>	
市長	<p><u>市民憲章唱和</u> （市民憲章唱和）</p> <p><u>委嘱状交付</u> （市長より全委員へ委嘱状交付）</p> <p><u>市長あいさつ</u> このたびは、皆様、お忙しい中、委員をお引き受けいただき、誠ありがとうございます。今後ともよろしくご審議のほどお願い申し上げます。 なぜ、自治基本条例の策定を進めるのかその経緯について、少し、お話をさせていただきます。2 0 0 5 年 4 月に一宮市は合併しましたが、その合併に関する話し合いの中で、特に尾西・</p>

木曽川の委員の中から、新しい一宮市にも自治基本条例というものがあつたほうがよいのではないかというご意見がありました。

条例を作ることが、市民のまちづくりに参加する第1歩ということで、条例を作ることが決して目標ではありません。

条例ができた後、きちんとまちづくりができるような体制だとか意識の共有などが必要ではないかということで、合併してすぐ作るのではなく、一定の期間、様子を見て、新市の市民の皆様方の一体感が醸成されるのを待ち、自分が何をすべきかということについて、お考えいただけるタイミングを見て策定を進めようということで、少し時間をおいたわけでございます。

昨年度から、尾西・木曽川にも連区制が導入されたということもあり、自治基本条例の素案の検討をしていただくべく、自治基本条例を考える会を作りまして、市民の皆様にご検討していただいたわけですよ。

会議資料の中に提言書が入っていると思いますが、その中には、33名の公募の委員の皆様が50回以上の会議を重ね、おひとりおひとりの熱い思いが込められております。

これをスタートにして、自治基本条例の素案について、ご議論いただくこととなります。市民・議会・行政が一体となって、まちづくりを行っていくわけですが、選挙によって選ばれた市長、議会が中心となっていくことは住民自治のひとつの形ですが、ここに市民参加のまちづくりが加わってくるわけですよ。

市議会でも、今、かなり関心をもつていただいております。特に、最高規範性をどうするのか、住民投票をどう扱うのかなど論点はかなりございます。そういったことについても、十分ご議論いただいて、一宮市の自治基本条例ができればと考えております。

自治基本条例の制定と合わせて、市民活動をサポートするしくみも並行して進めておりまして、そのひとつが、市民活動支援制度、俗にいう1%制度と呼んでいますが、これも大きな反響を呼んでおります。この制度も有効に使っていただいで、より市民活動が活発となることを願っております。

この制度は、まちづくりの中でも、分野別の市民活動を支援しようというものです。一方で、地域別、連区別に、まちづくり協議会というものを作つていただく試みも西成連区で始ま

<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>っております。従来の縦割りの市の交付金という形ではなく、地域のみなさんで相談をしていただいて、用途を考えていただくというものです。</p> <p>私どもは、この自治基本条例の策定、まちづくり協議会、市民活動支援制度の3点セットで、市民参加のまちづくりを進めていこうと考えています。</p> <p>いろいろなまちが、いろいろな手法で取り組んでおりますが、一宮市がもっと元気になるように力を尽くしたいと思っておりますし、心から願っております。ご議論のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p><u>検討委員会設置要綱等について</u> （配付資料 について説明）</p>
<p>委員全員</p>	<p><u>自己紹介</u> （自己紹介）</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p><u>委員長・副委員長選出</u> （委員長に松下教授、副委員長に松井教授が選出され、あいさつ）</p>
<p>市長</p>	<p><u>諮問</u> （仮称）一宮市自治基本条例の制定について、（仮称）一宮市自治基本条例素案検討委員会の設置に関する要綱第2条の規定により、下記のとおり諮問いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。 記 1 内容「（仮称）一宮市自治基本条例の素案」の策定についてよろしく申し上げます。</p> <p>（市長から会長へ諮問書を手渡し）</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>ここで、市長は、所用がございまして退席させていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>（市長退席）</p>

<p>委員長</p>	<p>次に、次第の「８．検討委員会の進め方」に移りますが、ここからは、委員長の松下先生に進行をお願いします。</p>
<p>事務局（企画政策課副主監）</p>	<p><u>検討委員会の進め方</u>  それでは、次第の「８．検討委員会の進め方」について、事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">（配布資料 について説明）</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。何かご質問はありますか？ 提言書の説明等は、誰からしていただくことになりますか？</p>
<p>事務局（企画政策課主査）</p>	<p>委員の中に考える会のかたがいらっしゃいますので、全体の概要について、お話いただき、事務局から一般的な考え方等ご説明させていただく予定です。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、よろしいですか？ このスケジュールどおり進むということで、よろしく願います。</p> <p>それでは、ここで5分間の休憩をとります。</p> <p style="text-align: center;">（休 憩）</p>
<p>委員長</p>	<p><u>基調講演「自治基本条例とは何か」</u>  それでは、私のほうから、「自治基本条例とは何か」ということで、お話をさせていただきます。</p> <p>私は、相模女子大学で教えておりますが、ボランティア活動で、主に首都圏の市役所職員や市民向けに、参画や協働の新しい施策を紹介する活動を行っています。今度の研究会では、一宮市の1%条例を紹介しようと考えておりまして、一宮市の担当者の方に、相模原まで来ていただき、説明してもらう予定となっております。</p> <p>さて、それでは、レジュメに沿って、自治基本条例について、お話させていただきます。</p> <p>私が考える自治基本条例は何かというと、「市民の豊かな暮</p>

らしを「だれが」「どのような制度・仕組みによって」「どのように行うことで」実現していくかを明らかにしたものです。

全国で、私が定義した形のものでいうと、現在、1760自治体ある中で150自治体ぐらいに自治基本条例が作られています。これから、全国の標準装備になっていくものだと考えています。

なぜ、自治基本条例が必要なのか、どんな条例を作っていくべきなのか、それをどのように作っていくのかを説明したいと思います。

まず、なぜ、自治基本条例を作るのかということです。一番大きな原因は、地方分権です。

地方分権というのは、近代日本の改革の内、第3の改革です。第1は、明治維新の改革です。それまで、日本は300の藩(国)に分かれていました。それを統一して、天皇を中心とする国を作りました。

この時、国 県 市 住民という縦系列のシステムを作りました。これは、日本という国づくりには都合のいいシステムでした。日本はあっという間に近代国家の仲間入りをしました。

二番目の改革は戦後改革です。戦争に負けて、天皇中心の国から、国民主権の国に変えました。

それに続く、3番目の改革が地方分権です。

実は、第2の改革になっても、国 県 市 住民という縦系列のシステムは、変わりませんでした。それを支えた事務が機関委任事務です。県や市の事務の大半は、国の機関としての事務でした。

地方分権では、そういったシステムを壊して、国は国際問題、県は広域的な問題、身近な問題は市町村がやりますという役割分担に変えたわけです。従来のシステムのもとでは、市役所は、国のほうを向いて仕事をするのが正解でしたが、地方分権の場合は、住民と一緒に考えて相談していかなければならない。今までの運営方法では、自治体は立ち行かなくなってきたわけです。

地域では、誰とどのように相談をしながらやっていくのかということが問われる。それが地方分権であるし、そのルールをどのようにしていくのかというのが、自治基本条例です。

もうひとつ、まちをとりまく厳しい状況があります。人口減

少・高齢化の問題です。これは、まちづくりでいえば、税収が減少するという事です。また、高齢者が増えるということは、税金を使うことが多くなるということです。

今後、そういった将来を迎えるために、準備をし、それに耐えるしくみや体制を整える必要があります。そのルールを決めるのが私は自治基本条例だと思っています。

この自治基本条例については、2つの考え方があります。かつて、自治基本条例が作られ始めた頃、この条例のモデルは、アメリカですが、アメリカの半分は、市町村がありません。日本で言えば、県のサービスが足りない時は、みんなが集まって市町村をつくり、その運営ルールを自分たちで作るのです。

それを勉強してきた人が、最初言い始めたのが、自治基本条例とは、政府（行政、議会）を規制・コントロールする自治体の憲法であるという考え方です。

ところが、まちで議論すると、本当にそれが必要なのか、本当に必要なのは、行政・議会が市民のために力を大いに発揮するしくみなのではないかと言われてくるようになりました。ここでは最高規範とは、みんなのルール、みんなが常に意識する必要があるものだという意味です。

学会では、まだ前者の意見が有力ですが、私は、どちらかというと後者の立場、少数派の意見です。どちらの立場で考えていくかは、みなさんとの検討の中で理解が進むのではないかと思います。

検討にあたって基本となるのは、2つのことに収斂されると思います。ひとつには、住民自治の原則です。地域のことは自分たちが責任を持つ、当事者として関わっていくということが大事です。

もうひとつは、民主主義の原則です。みんなで考え、知恵を出す。ひとりひとりが、自立し、みんなのことを思いやることを通して、民主主義が成り立つ。自治基本条例が目指すことは、この2つの原則です。

分かりやすくいうと、野球を9人でやろうということです。9人のチームひとりひとりが大いに力を発揮できるようにするという事です。外野は、ぼーっと見ているだけでなく、内野の動きに応じてこう動くというようなルール作りをする必要があります。そういったルールを決めようというのが自治基

本条例です。

これを作ると何が変わるのか。すぐ何が変わるというものではありません。しかし、まずは、役所・職員が変わります。市民と一緒に考えて、知恵を出すことになるわけですから、仕事のやり方が変わってきます。次に、市民が変わります。市民も一緒に考えるわけですから責任が出てきます。役所が決めたことなら文句も言えますが、自分たちも一緒に考えたことですから責任が伴ってくるというわけです。すぐに変わるわけではないけれど、徐々に変わっていきます。

総合計画とは何が違うかという質問があります。総合計画は、市の中身であり、だれが、どのように作っていくのかというのがルールづくり、自治基本条例です。

また、地方自治法があるから、自治基本条例はいらないという論議があります。地方自治法では、321条ある中で、「住民」が出てくるのは、ほんの数条です。しかも、そこに出てくる住民は、ああしろ、こうしろと「請求」する住民です。

地方自治法は、第2の改革の時に作られた法律ですので、まちづくりのことは、国が考えるから、そのとおりにやってくれよというところから始まっているので、情報公開や参加の規定はありません。地方自治法だけでは、だれがどうするのかということを書いてありません。

また国と地方自治の違いも大事です。よく自治基本条例の議論では、国の議論と混じってしまいます。国の場合は、国会議員を国民が選び、国会議員の中から内閣総理大臣が選ばれる議員内閣制ですが、地方自治体は、二元代表制です。市長、議員両方とも市民が選ぶということで、全く違います。それをついつい一緒にしてしまい、混乱してしまうケースがあります。

以上のように自治基本条例の意義が決まってくると作り方・内容が変わってきます。

私は、考える会でもお話ししましたが、「皆さんは、決して市民の代表ではないので、謙虚に市民の皆さんの意見を聴いて、提言書を作成してください。」と言いました。役所というのは、みんながそうだと思わないと動けない組織です。一部の人だけの意見では動きません。考える会の意見が一部の意見では、役所は動けないのです。

今回は、考える会のみなさんが頑張ってお話などをし

<p>事務局（企画政策課長）</p> <p>八木委員</p> <p>委員長</p>	<p>て、みんなの意見を聴きながら、提言書を作っていきました。こうした経験は、おそらく、初めてのことだと思います。</p> <p>こうして作成された提言書の内容を次の3つのポイントで見てください、これから検討していただければと思います。</p> <p>第1原則は、内容が十分記述されているかということです。行政・議会・市民が十分動けるようになっているかどうかです。</p> <p>そして、第2原則ですが、自治の関係者に十分身についているということです。案を作って、これから長い実践のスタートを切るわけですが、折に触れて、みんなが考えていけるしくみになっているかどうかということです。作って終わりではありません。</p> <p>第3原則は、実効性が十分担保されて、動く条例となっているかどうかです。市はどのような施策を打っていくのか、それを確認する仕組みがあるかどうかです。</p> <p>自治基本条例は、市民の豊かな暮らしを実現していくために、関係者がみんなで作れる範囲で頑張っていくというものです。そういうことが、魅力的なまちをつくっていくことになると思います。</p> <p>具体的な検討していく内容としては、提言書の目次を見ましょう。大きくは3つに分かれています。「市民参加のまちづくり、市民自治の仕組み」「市民のための議会」「市民のための行政」です。</p> <p>いろいろな意見があっていいと思います。検討委員会では、様々な立場の方が集まっていますので、いろいろな意見が交わされることを楽しみにしています。</p> <p>以上で、私の基調講演を終わらせていただきます。</p> <p><u>質疑応答</u></p> <p>何かご質問があれば、お手をあげて、ご発言ください。</p> <p>委員長から、自治基本条例がこれから主流になっていくということでしたが、考える会が発足する1年前に比べるとどのくらい策定した自治体は増えたのでしょうか。</p> <p>おそらく、急速に増えていますので、検討中も含めると20</p>
---	---

<p>鵜飼委員</p>	<p>0に近いのではないのでしょうか。</p> <p>今までも、まちづくりの関係で携わってまいりましたが、何でも火をつけて、途中で消えてしまったり、役所も縦割りの部分の弊害がある。今度は、実効性があるものになるよう成功させていただきたい。</p> <p>大和連区でも、今までいろいろな話があったが立ち消えになってしまう部分もあったので、そうならないようにしていきたいと思います。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>自治基本条例ができて、まちがこう変わったという実績があったら、教えていただきたい。</p> <p>一宮市だったら、こう変わるというものはありますか。</p>
<p>委員長</p>	<p>速効性のあるものではないので、お話ししにくいのですが、よく言われるニセコ町の例で言いますと、役所の職員が個人的に持っていた情報を共有化し、ファイリングシステムを作って、市民のニーズに応えられるようにしくみを変えていったというようなことがあります。具体的にどこがどう変わるということは言えません。</p> <p>一般的なことしか申し上げられませんが、まず役所が変わります。今まで、役所が縦割りであったものが地区担当制度という形に変えていったというところもあります。地区に予算を渡すというところもあります。それがいいかどうかは、一宮市として検討することですので、私からはこうすべきとは言えません。一宮市として、どう変わっていくべきかは、議論していく必要があります。</p>
<p>鵜飼委員</p>	<p>地域に予算を渡す制度は、一宮市では西成連区でやっています。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>名古屋市で今、地域委員会の動きがありますがそれとは違うのでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>名古屋市のことはよくわかりませんが、答えは地域によって違います。他市町村の事例を参考にして考えていくことが必要</p>

<p>岩原委員</p>	<p>でしょう。</p> <p>次回以降の議論になろうかと思いますが、私として、一番期待していることは、情報公開のレベルがアップしていくことです。一宮市の治安の関係においても、最近、住んでいる地域で事件が起こっている状況があります。一宮市の犯罪レベルはどうかなど悪い情報についても、公開されていれば、市民の意識が変わってくると思います。役所が変われば、市民の意識が変わるきっかけになると思うので、情報公開が定着することによって、安心できる一宮市ができるのではないかと期待しています。</p>
<p>一色委員</p>	<p>犯罪件数は、今までも公開しておりまして、一宮市は犯罪件数がワースト1になっています。市民の方が集まる会議では、必ず、市の職員が一口防犯について、お話をさせていただいたり、庁舎内でアナウンスをして注意喚起を行っております。</p> <p>さまざまな取り組みを行っていますが、昨年あたりから、犯罪が増加する傾向になっております。警察は検挙に力を入れていきますし、行政は市民への呼びかけを強化してまいります。</p>
<p>八木委員</p>	<p>アンケートの数が目標1万件のうち、約3000件であったということからも、市民参加を推進する条例に関する市民の関心が低かったということがいえるのではないのでしょうか。</p> <p>委員長は、このことについて、どうお考えになりますか。</p>
<p>委員長</p>	<p>一般的には、考える会のようなものは、自分達は行動せずに、案を出すことが多いが、今回のようにアンケートのようなものを自らとるなど、自分達が一步踏み出したことは、評価すべきだと思います。</p> <p>しかも、単にアンケートをまくのではなく、直接、行って向かいながらアンケートをとった結果が2800なので、非常に密度の濃いものだと思います。</p> <p>それでは、どこまで数をとればいいのか、大事なことは、市民がフェイストゥフェイスで行うことが大事です。アンケートの数を評価するのではなく、中身を評価したいと思います。</p>

青木委員	<p>アンケートを読むと、答えた人もかなり戸惑っているということと、内容がわかりにくいといった声が多いことがわかります。これから話し合っていく中で、いかに住民の皆さんに理解していただくかが重要になってくると思いますが、そのためには、私達に何ができるかを考えなければなりません。</p> <p>また、市の職員のみなさんが今後、変わっていかねばならない立場だと思いますが、市の内部では、どのように広めていくのか考えを聞かせてほしい。</p>
一色委員	<p>自治基本条例に関するコラムをわかりやすく作成し、全職員が見られる形で、情報提供は今でも行っています。</p> <p>また、今回の提言書についても、どのように思うかなどすべての職員に投げかけをし、職員がどのように感じているかなどの意見をもらっています。職員の中でも、こういった取組みをしていて、自分達はどのようにしていくべきか考えていくことになろうかと思えます。</p>
委員長	<p>去年の夏、全管理職に対して、職員研修を行いました。おそらく議論と並行して、市民や職員に浸透させるために、何が必要かみなさんの考えを出していただくといいと思います。その中で、優先順位をつけて、実行していくことが、実効性を高めることになろうかと思えます。</p> <p>みなさん、他によろしかったでしょうか。次回以降、どんどん意見を出し合って、しくみの中にのせていったらいいと思います。</p> <p>それでは、次第の10.その他について、事務局からお願いします。</p>
事務局（企画政策課長）	<p><u>その他</u></p> <p>（配布資料 について、説明）</p> <p><u>会議終了（16：20）</u></p>